



Title	(要旨)東京国立博物館所蔵トハラ語文書 No. 174 について
Author(s)	玉井, 達士
Citation	内陸アジア言語の研究. 2004, 19, p. 106-107
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/16807
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

(要旨) 東京国立博物館所蔵トハラ語文書 No. 174 について

玉井 達士

東京国立博物館所蔵のトハラ語文書 No. 174 は 20 世紀初頭、大谷探検隊により中央アジアで発見され我が国にもたらされたが、長らく研究されないままになっていた。その後 1998 年に G.-J. Pinault 氏と D. Q. Adams 氏とが、当文書に関する研究をそれぞれ発表し、当文書を土地売買契約書とするほぼ同様の結論に至った。しかし、私は当文書が土地売買契約書であるとする両氏の説に疑問を抱き、本論文では言語学的手法によって、当文書の内容に関するより詳細な考察を試みた。古文書研究には種々の手法が存在するが、ここでは音韻論を基本にした構造主義的手法を用いている。即ち、古文書の文字を音声学的に正確に書き換えることから出発し、その多様性の中から音韻論的に抽出された音、つまり音素を研究対象にするものである。

本論文において私は、K. T. Schmidt 氏の翻字並びに翻訳に依拠しつつ、私独自の試訳を付け加えた。そして当文書の内容に関しては、セイロンやインドの saṅgha に関する碑文研究、ならびに P. Kieffer - Pülfz 氏の sīmā に関する研究を引用して仏教教団の莊園は売買不可であるとの説に論及した。また当文書に現れる語彙や他の(契約)文書に現れる kapci や cāk などに関しても、上記の方法で可能な限りの考察を試みたが、詳細は今後の研究に待つ所が多い。特にトハラ語の /a/ は音韻論的にも大問題であり、本論文においても様々な角度から考察を試みた。もちろん、他の長短母音についても簡単に解決できる問題ではないが、古文書におけるこの /a/ の本質が明らかになれば、トハラ語の語形論や文法(特に Konj. V [接続法第 V 類] や Pret. I [過去第 I 類])の諸問題の解決に多大な貢献を果たすであろう。

最後に、当文書が土地売買契約書ではなく仏教教団の設立並びに寄進に関する記録であるとの結論に至った理由は以下の通りである。

1) 契約当事者の名前、契約年月日が無い。

- 2) /sim/ は仏教関係の文書にしか現れず、土地売買契約書で /sim/ の出てくる文書はこれまで存在しない。
- 3) 当文書にあらわれる述語動詞 *kām-* の意味は「運ぶ」であり、「(金品を)受領する」ではない。
- 4) *saṅgha* の概念からみて、仏教教団の莊園は宗教的利益の為の寄進地、もしくは自ら開墾するものであり、売買の対象にはならない。
- 5) 当文書中の 1500 *cāne* は、セイロンの例からみても売買代金ではなく寄進されたものであると考えられる。